

第1章 基本的事項

1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨

都市計画マスタープランとは

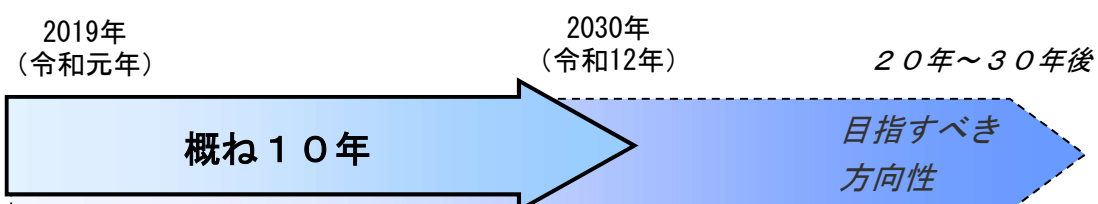
- 都市計画法（第18条の2）に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となる計画です。
- 市町村が、その創意工夫のもとに市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるものです。
- 都市計画では、土地利用の規制・誘導や道路・公園等の都市施設^(*)の整備等を進めますが、これらは都市計画マスタープランに即して行う必要があります。

計画改定の趣旨

- 現行の都市計画マスタープランは、2020（令和2）年を目標年次として、2010（平成22）年3月に策定されました。
- 目標年次を迎えるにあたり、将来の人口や社会・経済情勢の見通しに的確に対応し進化と発展を続ける、持続可能な都市づくりを目指し、計画の見直しを行うものです。

2. 計画の目標年次

- 計画改定から概ね10年後の**2030（令和12）年**を目標年次とします。
- 目指すべき方向性（将来都市構造等）については、20～30年後の長期を見据えて設定します。
- 計画期間内であっても、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを図ります。



3. 計画の対象区域

- 本市は、全域が都市計画区域^(*)に指定されていることから、都市計画マスタープランの対象区域は市全域（面積 3,586ha）とします。

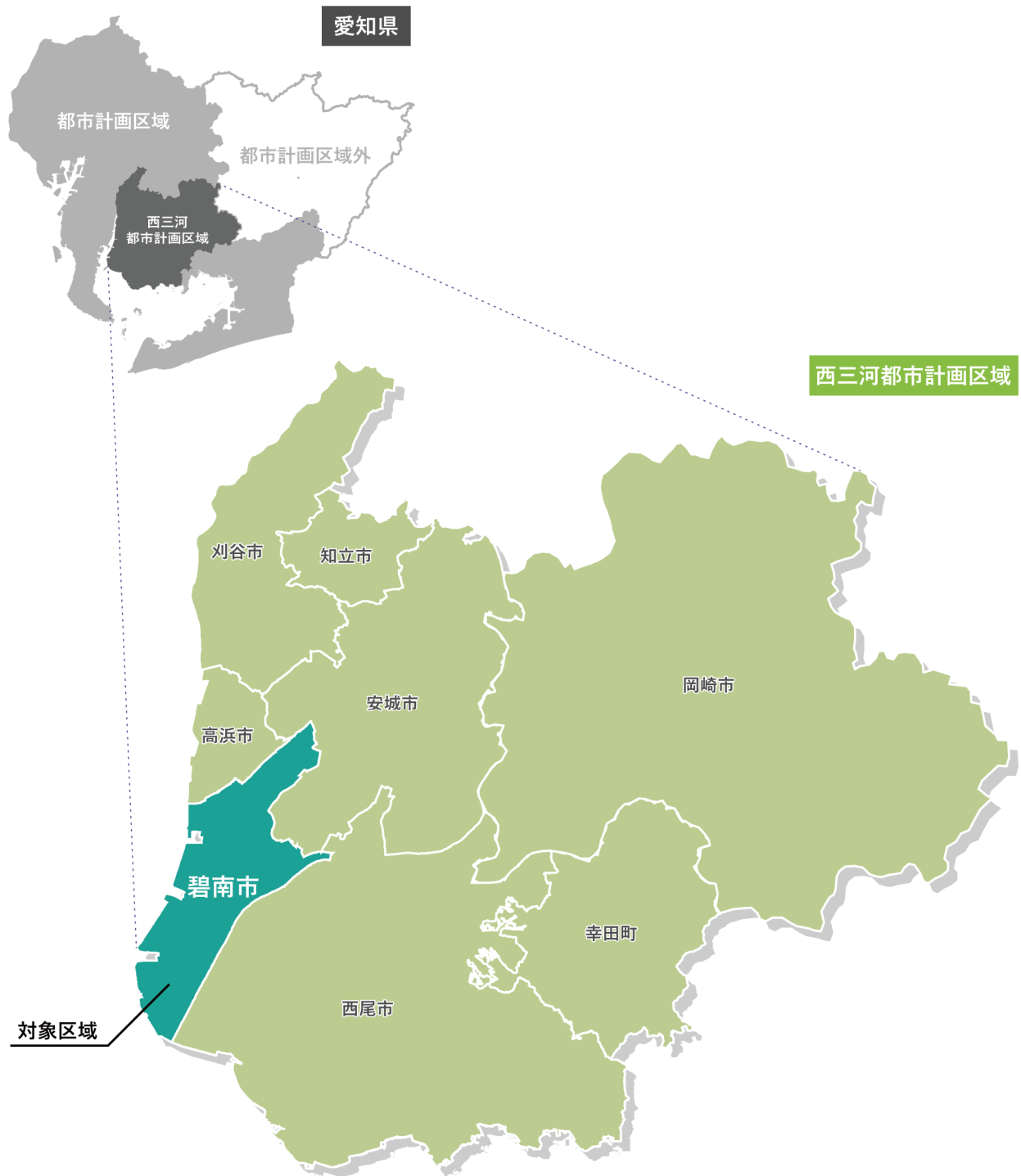
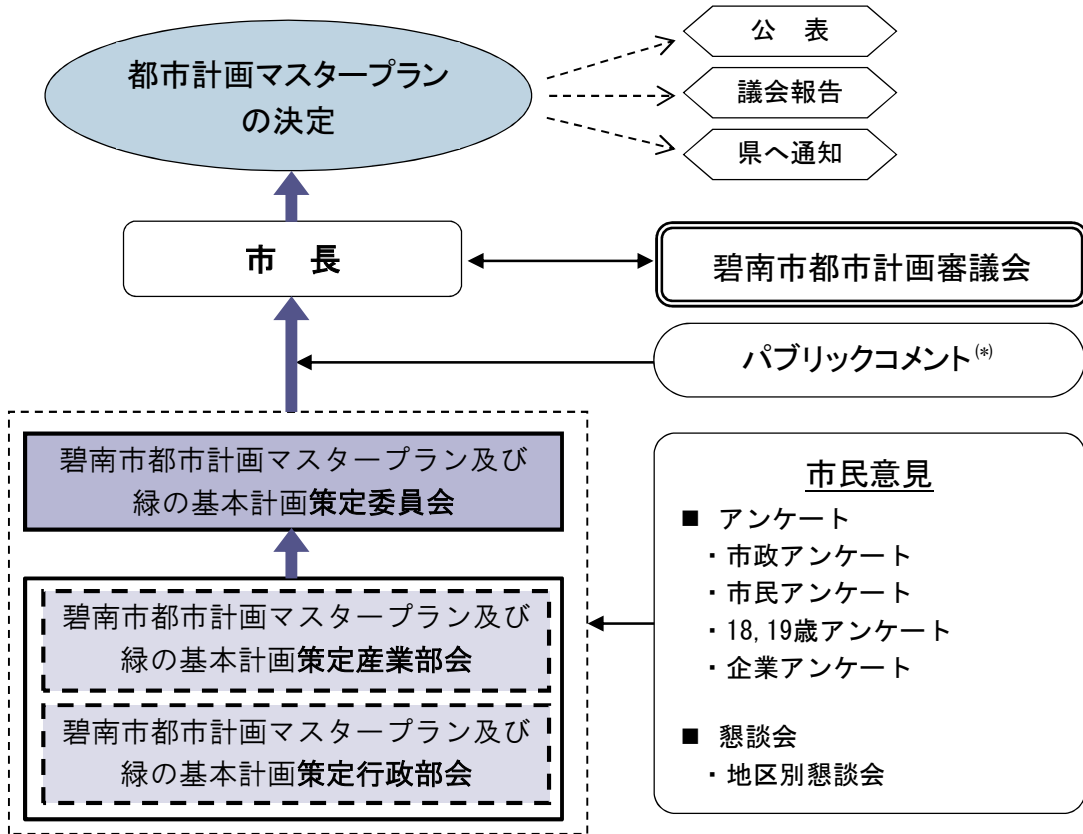


図1-1 計画の対象区域

4. 計画の策定体制

➤ 都市計画マスタープランは、緑の基本計画^(*)の改定と合わせて、以下の体制により策定しました。



策定委員会	・計画の策定を目的として、都市づくり・緑づくりに対する調査・審議を行う。
策定行政部会	・計画の策定に関する専門的事項を調査・検討する。 ・関係各課の課長で組織する。
策定産業部会	・計画の策定に関し、市内の事業者から専門的見地で意見をうかがう。 ・碧南商工会議所の各部会メンバー等で組織する。

図1-2 計画の策定体制

5. 都市計画マスタープランの位置づけ

- 都市計画マスタープランは、愛知県が策定する「西三河都市計画区域マスタープラン」や本市が策定する「碧南市総合計画」等の上位計画に即するとともに、各種の関連計画と整合を図ります。
- 都市計画マスタープランは、市全体の都市づくりの方針を定める「全体構想」と地域別のまちづくりの方針を定める「地域別構想」により構成します。

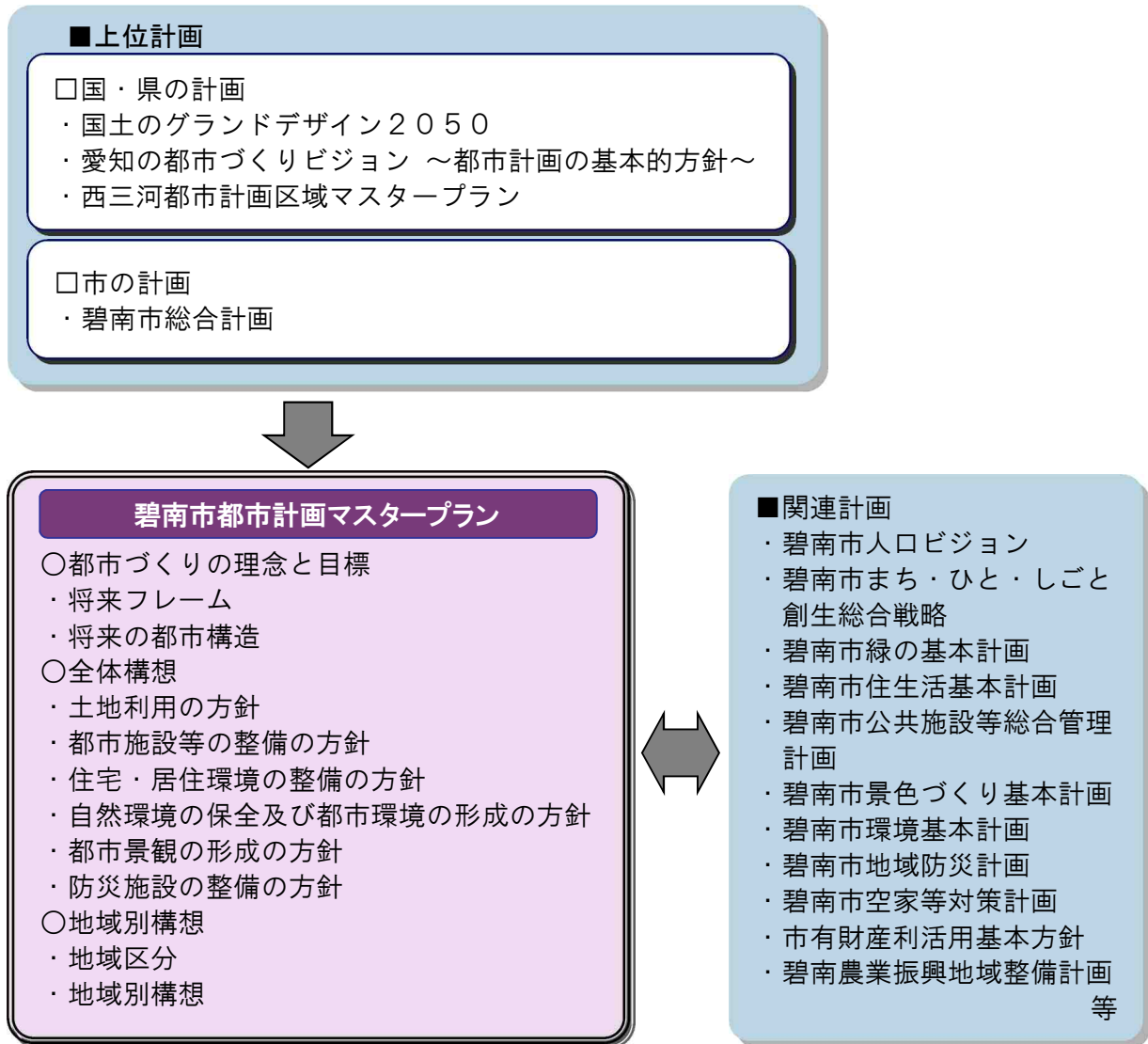


図1-3 都市計画マスタープランと上位計画、関連計画等との関係